

岐阜市立長森南中学校 部活動規約 (改正版)

第 1 章 名 称

第 1 条 「長森南中学校部活動」と称する。

第 2 章 目 的

第 2 条 学校教育活動の一環として、生涯スポーツの基礎を培い、個性伸長と心身の健康づくりをめざし、生徒の「自立する力」の育成と責任感や連帯感を養うことを目的とする。

第 3 章 運 営 組 織

第 3 条 ~~第 2 章の目的達成に向けて生徒の部長会と連携した活動を工夫する。~~

安全かつ円滑に部活動ができるよう、部活動運営委員会、顧問会、生徒部長会、保護者による育成会また育成会会長会を置き、必要に応じて開催する。

第 4 条 ~~学校教育の一環として円滑な活動ができるように、顧問会、部長会、育成会会長会、育成会を置く。保護者の協力を得るため、部活動育成会及び育成会を設置する。~~

第 3 条の構成員について次のように定める。

- ① 部活動運営委員会 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、部活動主任
- ② 部活動顧問会 部活動主任、各部代表顧問 1 名 (第 2 4 条)
- ③ 生徒部長会 各部の代表生徒 (第 2 6 条)
- ④ 育成会 部所属生徒の保護者、社会人指導者、顧問 (第 2 8 ・ 2 9 条)
- ⑤ 育成会会長 第 3 2 条の他学校代表 (校長、教頭、部活動主任、生徒指導主事)

第 5 条 【別表 1】の部活動を設置する。ただし中体連主催大会において、設置部活動種目以外の競技種目への参加希望がある場合は、校長へ申告し認められた場合は、大会期間中に限りその競技種目に引率顧問をおき部活動を設置する。

第 4 章 部 員

第 6 条 学校が第 5 条で定めた部へ加入を希望し、手続きをした生徒を部員とする。

第 7 条 ~~生徒は学校が定めたいずれかの部への加入は希望制とする。入部届は保護者の承認のもと学級担任を通して顧問に提出後、校長の承認をもって入部とする。~~

入部手続きには、本人・保護者連署の入部届を顧問に提出し、顧問の承認をもって行う。

1 年生については仮入部期間を経て入部手続きを行う。

第 8 条 ~~退部・転部等は、本人・保護者と学級担任・該当部活動顧問と相談のうえ、決定する。~~

退部を希望する場合は、本人・保護者と学級担任・該当部活動顧問が十分に相談した上で決定し、本人・保護者連署の退部届を顧問に提出し、顧問の承認をもって行う。

第 5 章 活 動

第 9 条 活動時間及び活動場所については、各部活動顧問が作成した「月別活動計画表」により校長が認めた活動とし、平日の放課後の活動を原則とする。活動は、顧問または校長の認めた社会人指導者が活動につける場合とする。

第 1 0 条 学校休業日の活動は、顧問または校長の認めた社会人指導者が指導可能な日に行う。ただし、休日に活動する場合は、土・日曜日のいずれかを休養日とする。また第 3 日曜日 (家庭の日) は休養日とする。ただし、中体連の大会についてはその限りではないが、必ず代替休養日を設ける。

第11条 長期休業中における活動は別途計画書による。
夏季休業日：原則大会を含め20日程度（学校閉庁日は部活動を行わない。）
冬季休業日：12月29日～1月3日は活動をしない。
年度末・年度始め休業日：全職員の会議のある日は活動しない。

第12条 それぞれの活動時間は、以下を原則とする。
① 朝練はなしとする。~~（保護者クラブのみ）~~ただし、大会の2週間前に特別申請をした上で行うことができる。活動時間は7時30分～8時05分とする。その場合、生徒の安全のため登校は7時15分以降とする。
② 平日の授業日に「部活動の日」を位置付け、放課後に活動する。活動時間放課後は、帰りの会終了後～下校時刻（下校時刻で校門を出る）までとする。（別表2）
③ 学校休業日の活動時間は、最大3時間以内とする。

第13条 定期テスト初日から起算して7日前から定期テスト終了日の放課後まで、実力テストは3日前から部活動停止期間とする。特別な事情により大会が2週間以内にあり時間外や停止期間中に活動を希望する場合は、保護者の同意を得た部員を対象に、顧問が「活動時間(延長・設定)申請」を校長に提出し、許可を得た場合とする。なお、活動可能な期間であっても、校長の判断で部活動の活動を停止することができる。

第6章 部の新設・廃止

第14条 新設は顧問と施設等の条件、また3年以上に渡ってある程度の部員の確保を満たすことを条件とし、臨時検討委員会部活動運営委員会で検討し、校長が認めた場合とする。

第15条 部の活動状況が以下のいずれかに該当する場合、次年度の存続または廃止について臨時検討委員会部活動運営委員会で検討する。

- ① 複数顧問の確保が困難な場合
- ② 部員数が著しく減少し、普段の活動や対外試合の出場が困難となった場合
- ③ 9月末日現在で、活動が困難な部員数の場合

第7章 顧問及び社会人指導者

第16条 各部の顧問は、部ごとに2名以上の教職員を充当することを原則とし、校長が指名する。

第17条 各部会からの推薦により社会人指導者を選考し、校長が委嘱する。社会人指導者は育成会会長会に出席し、部活動規約にそって指導を行うこととする。また、部活動の指導としてふさわしくない言動があった場合は校長が該当部等と相談の上、罷免することができる。

第8章 部活動名簿の作成

第18条 年度始めの決められた期日までに各部ごとに部活動名簿を作成する。

第19条 部活動名簿は、緊急時に使用できるよう学校で管理する。

第9章 各部会の活動費

第20条 部活動に係る費用は、部費と部活動補助金を充てることとする。ただしこれらの他に、大会参加に係る費用等、臨時に徴収する場合がある。

第21条 各部保護者会が定める部費は、原則として500円/月以下とする。

第 10 章 収支決算

- 第 22 条 各部で収支決算をし、各部において決算報告をする。
第 23 条 会計年度は毎年 9 月 1 日に始まり、翌年の 8 月 31 日に終わる。

第 11 章 顧問会と部長会

- 第 24 条 顧問会は部活動担当及び各部 1 名の顧問で構成する。
第 25 条 顧問会は、部活動運営についての連絡・調整、諸問題や規則改正などの検討に当たる。
第 26 条 部長会は部活動担当、各部の顧問及び部長で構成する。
第 27 条 部長会は、部活動担当等からの指導を受け、諸問題の自治的な解決に当たる。

第 12 章 育成会

- 第 28 条 各育成会は、各部活動に所属する部員の保護者により構成し、部活動運営方針に沿って、活動の充実のために、顧問および社会人指導者との協力・連携を図りながら援助に当たる。
第 29 条 育成会ごとに、代表・会計・会計監査などの役員を置く。任期は 9 月 1 日～翌年 8 月 31 日とする。他に必要とする係は、各部ごとに決める。
第 30 条 会長は、顧問と連携の上で、育成会を運営する。
第 31 条 会計は部費を徴収し、その運用にあたり、定められた期日に会計報告を行う。
第 32 条 育成会会長会（PTA 会長 学校代表 各部育成会長、社会人指導者）を原則として 4 月と 10 月に行う。

第 11 章 「保護者クラブ」

- 第 33 条 部活動を補完すること、**または部活動の地域移行に伴うクラブ活動を実施すること**を目的に、育成会において、保護者クラブを設置することができる。部活動に所属する生徒及びその保護者が別に定める「保護者クラブ規約」に基づき、保護者の運営するクラブとして実施することができる。

第 12 章 その他

- 第 34 条 諸問題が生じた場合には、部活動担当者を通して**部活動運営委員会または部活動顧問会**で協議し、校長が判断する。

【細則】

(1) 設置種目等 【別表 1】

1 軟式野球	2 サッカー	3 陸上競技 (男女)	4 剣道 (男女)
5 ハンドボール (男子)	6 ハンドボール (女子)	7 バasketボール(男子)	8 バasketボール(女子)
9 卓球 (男子)	10 バレーボール (女子)	11 ソフトテニス(女子)	

(2) 最終下校時刻 【別表 2】

月	3 月～10 月中旬	10 月中旬～2 月
下校時刻	17 時 00 分	16 時 30 分

(3) 活動場所

- ① 活動場所は、部員数・各部の特性・各部の状況を考慮して顧問会で合議の上決定する。
- ② 雨天時、原則校舎内を活動場所とすることはできない。(部活動顧問のもとで体幹トレーニング等を指定された場所で行うことは可)
- ③ 更衣場所は、原則として活動場所、または指定された場所とする。荷物は活動場所に持っていく。
- ④ 部活動に使用した個人の道具類は個人が責任を持って管理する。
- ⑤ 活動に使用した場所(体育館・武道場・グラウンドなど)の戸締りは使用した部の顧問が責任を持って施錠、鍵の返却を行う。

(4) 活動方法

- ① 公式試合のユニホームは、各部の選択によって決める。
- ② 活動中の服装は、本校指定の体操服を原則とする。ただし、各部で認められた服装は認める。また、学校休業日も同様とする。
 - ・平日の朝練習参加時の登校は、中学校の体操服やジャージでもよい。
 - ・平日の部活動後の下校時の服装は、原則として制服とする。
- ⑤ 平日以外は、中学校の体操服やジャージ、各部で認められた服装で登下校してもよい。
- ⑥ 部活動用具以外の持ち物などは学校の約束に従い、徒歩で登下校をし、買い食い等はしない。

(5) 学校管理下における部活動中の傷害への対応

第9条に該当する活動であれば日本スポーツ振興センターの適用を受けることができる。

(6) 学校外での会場移動について

- ① 会場までは公共交通機関の利用、もしくは、保護者の責任において行う。
- ② 公共交通機関等での移動ができない場合は、現地集合、現地解散とし、交通手段については保護者に一任する。
- ③ 活動場所が近隣で自転車を利用する場合、移動経路や人数を考慮し安全確保を第一とする。生徒にはヘルメットの着用及び交通ルールの遵守を事前に指導し、顧問や保護者が同行又は拠点で安全指導を行うなど安全確保に努める。

(7) その他

規約や注意事項が守れない場合は、部活動指導部会で処分を部活動運営委員会で対応を協議し、活動停止処分等を実施する等にする場合がある。

(附則)

令和5年 4月 1日から施行

令和5年11月 1日改正・施行